

「育児休業の取得率の目標、男性10%、女性80%」

坂口力厚生労働相が二十日、小泉純一郎首相に報告し、了承された新たな少子化対策案の骨子だ。子育てを社会で支援することで、急速な少子化を食い止め、経済への影響を和らげる狙いがある。

最近の調査では、妻が出産した場合の男性の育児休業(育休)取得率は0.55%(一九九九年、旧労働省調査)、出産した働く女性の取得率は57.9%(同)である。厚生労働省は「今後二、三年の間に男性10%を目指す」としているが、その具体的な対策を示してほしい。

失業者が増え続ける一方、働く人の就業時間は長くなっている。中でも子育て期の三十代男性の労働時間が最も長い。およそ五人に一人は一週間の就業時間が六十時間だ。これでは育児休業など取れない。

対策案は男性を含めた働き方の見直しのため、以前からある、子育て期間の残業制限や妻の出産直後における最低五日間の父親休暇の取得促進に向け、労使の意識改革を求めている。男性の働き方の見直しに踏み込んだ点は評価できる。

育児休業は子どもが一歳までの制度だが、その後も子育ては続く。対策案は企業に、現在の普及率が10%前後の「子ども看護休暇」や「短時間勤務制度」を25%にするように定めている。だが目標を達成するには、やはり義務化すべきではないか。企業に行動計画を策定して対応する

る必要を、対策案は指摘するが、努力目標では現状は変わらない。

少子化傾向は簡単には変わらないが、育休中の所得補償の充実や、税の優遇措置などを含め、仕事と子育てを両立できる大胆な改革をすれば、働き方は変わりに違いない。

激増するパート労働者も視野に入れるべきだ。雇用期間に定めのある有期雇用のパートは育児休業の対象外だが、二〇〇〇年に女性少年問題審議会が「反復更新している場合は…育児休業の対象になるのは当然」とする建議を当時の労相に提出している。

この建議を踏まえて、契約を反復している有期パートも、育休の対象にすることを検討してはどうか。

十月は「仕事と家庭を考える月間」。不況の時期だけに企業の反発もあるが、政府が将来を見据えて実績を挙げることを期待する。

中日新聞  
2002年9月26日  
社説(少子化対策)より